

第1回千代田区特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成30年 6 月11日（月）午後 2 時00分～

場 所：千代田区役所 8 階 第 3 委員会室

出席者：（委 員）10名（定数11名 欠席 1 名：朝日委員）

（区 側）区長

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
総務課長	それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。 本日は、皆様ご多忙のところ、またお足元が悪い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 千代田区特別職報酬等審議会の発足に先立ちまして、千代田区長より、委員の皆様方に委嘱状をお渡しいたします。順次お名前を読み上げさせていただきますので、区長が皆様のお席までお届けに上がりますので、委嘱状をお受け取り願います。 それでは、本日の欠席の方を除きまして、50音順で参りたいと存じます。 初めに、石渡しんこう様。
区長	委嘱状。石渡しんこう殿。千代田区特別職報酬等審議会委員を委嘱いたします。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、上村協子様。
区長	委嘱状。上村協子殿。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、及川浩二郎様。
区長	委嘱状。及川浩二郎殿。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、小林久子様。
区長	委嘱状。小林久子殿。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	ちょっと順序が逆になって、申し訳ございません。 続きまして、笠井清純様。
区長	委嘱状。笠井清純殿。どうぞよろしくお願いします。

総務課長	続きまして、須永明美様。
区長	委嘱状。須永明美殿。よろしくお願いします。
総務課長	続きまして、番敦子様。
区長	委嘱状。番敦子殿。どうぞよろしくお願いします。
総務課長	続きまして、廣瀬元夫様。
区長	委嘱状。廣瀬元夫殿。よろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、古川紀子様。
区長	委嘱状。古川紀子殿。よろしくお願いします。
総務課長	続きまして、吉田茂様。
区長	委嘱状。吉田茂殿。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	以上で委嘱状の交付は終了でございます。 ここで、石川区長より皆様にご挨拶を申し上げます。
区長	千代田区長の石川でございます。皆様方に千代田区の特別職報酬等審議会の発足に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。 皆様方には大変ご多忙のところ、この審議会の委員をお引き受けいただき、大変ありがとうございます。 この審議会の意味付けというのを冒頭申し上げたいと思います。 まず千代田区は、区長、私の給料といわゆる議員の報酬を定めるに当たりましては、第三者の意見を聞いて定めなさいというふうになっています。その第三者が、まさにこの特別職報酬等審議会であります。必ず特別職報酬等審議会の委員の皆さんのご意見を聞いて、あるいは諮問に対する答申をいただいて定めるということが現状になっております。 ところで、その一方では、報酬等審議会の条例上は3年に1回、皆さんのような報酬等審議会に対しまして、私だとか議員の報酬等の額がどうなのかということ必ず意見をお聞きするということになっております。3年に一遍ということになっております。 ところで、現在の区長、議員の報酬等はいつ決まったかといいますと、平成24年の12月に皆さんのような審議会でお答えをいただいて、そし

総務課長	て給料なり報酬を決めてございます。したがって、約6年の間があるということでございます。先ほど申しましたように、3年に一遍ということであるのに、なぜ6年も間があいたのかということをもう少し具体的に説明をいたします。 前回、平成25年の12月から27年12月までこの報酬等審議会を開いて、議論をいただきました。その議論の途中の過程で、平成27年の3月、区議会で議決をいただきまして、報酬等審議会のテーマが、従来は給料、報酬だけであったんですが、そのほかに議員さんの期末手当、あるいは政務活動費もこの審議の対象にすべきだということで議会の議決をいただきまして、スタートしたわけでございます。すなわち27年の3月に、そういう形で審議会の検討項目が増えたということで議論をいたしました。そして、27年の12月にこの審議会から答申をいただいたわけですから。その中では、給料の問題、報酬の問題、あるいは期末手当の問題、あるいは政務活動費の問題も含めて答申をいただきました。しかし、その答申を具体化するのに当たりましてはさまざまな議論がありまして、実は実行できなかったと。というのは、具体化をする上では条例をつくらなきゃいけません。したがって、議会との調整ができなくて、皆様方がご努力をいただいた中身が具体的にできなかったということで、6年間の間があるということでございます。 一方、区議会におきましては、28年の3月に議員自らが提案をして、政務活動費については本審議会の対象外にするということを議員が提案しまして、実はこの報酬審のテーマが、区長の給料、あるいは議員の報酬、期末手当という形に再度絞られました。そして、今回初めてこういう形で皆様方をお願いをするということでございますので、大変私にとっても審議会に出された内容が具体的に実行できなかったことを非常に残念に思いますが、現状でこの審議会のテーマが給料、報酬、期末手当というふうに絞られましたので、ぜひ、過去の経緯を含めてご理解を賜りましてご審議をいただきたいと思います。 特に、特別職の報酬につきましては、世間の関心も非常に高い。一方では非常に難しい判断をしなきゃならないという状況にあらうかと思えます。委員の皆様方にはどうか区民の目線で、あるいはそれぞれの皆様方の考え方、知見をお寄せいただいて、忌憚のないご意見でもっておまとめいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。 石川区長、ありがとうございました。 以上にて委嘱状交付式に当たる部分を終了させていただきます。 ただいま報酬等審議会が発足いたしましたので、どうぞ今後よろしくお願い申し上げます。
-------------	--

	今日が第1回目の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介申し上げます。順次ご紹介をいたしますので、お一言ずつご挨拶を頂戴できればと存じますので、よろしくお願いいたします。 資料の2番目ですね、資料2としてある資料に委員の名簿をお示ししてございます。50音順というところで、こちらのほうの順番でご紹介をさせていただければと存じます。若干ちょっとお席が前後しているところがございますが、よろしくお願いいたします。 お一人目の首都大学東京の朝日ちさと先生につきましては、本日ご欠席でございます。 続きまして、千代田区議会議員待遇者の石渡しんこう様、よろしくお願いいたします。
石渡委員	石渡しんこうです。現役というか現職のときには、多分報酬委員会に1回入っていると思うんですが、もう10年ぐらいたつんで、新しい気持ちでやりたいと思います。よろしくどうぞ。
総務課長	ありがとうございました。 続きまして、東京家政学院大学の上村協子様でございます。
上村委員	上村でございます。前回、前々回のときにも参加をさせていただきました。いろいろ今回またこの役をいただきまして身の引き締まる思いがしております。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、ちよだ生涯学習カレッジの及川浩二郎様でございます。
及川委員	及川と申します。よろしくお願いいたします。 「ちよだ生涯カレッジ」と書いてありますけど、一応会社員で、本田技研工業に勤めております。自分の給料は関心があったんですけども、人様のというのはちょっとどうかなと思うんですが、自分の中で大体尺度があるので、ぜひ、いろいろ意見を申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、千代田区連合町会協議会会長の笠井清純様でございます。
笠井委員	番町地区の連合町会長を行っております笠井でございます。 継続性のことを今聞きましたけども、改めてということになるかということでございますので、常識にまざる法律はないということで、そこらご意見を述べさせていただければというふうに思っております。よ

	ろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、千代田区婦人団体協議会の小林久子様でございます。
小林委員	万世橋地区の婦人連合部長になりました小林と申します。全然何かわからないところなので、初めてですので、どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、日本公認会計士協会の須永明美様でございます。
須永委員	今回初めて委員にさせていただきました須永と申します。丸の内で公認会計士、税理士事務所とコンサルティング会社を経営しております。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、千代田区情報公開・個人情報保護審査会の委員をされておられます、弁護士の番敦子様でございます。
番委員	弁護士の番敦子と申します。前回、前々回務めさせていただきました。平河町で事務所をやっております。長いこと千代田区にはお世話になっておりますので、今回もまた新しい気持ちで、しっかりと議論させていただければと思います。よろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、東京商工会議所千代田支部、廣瀬元夫様でございます。
廣瀬委員	廣瀬元夫です。今回初めて委嘱を受けましたんですけれども、私は神田の錦町河岸の角で祖父の代からずっと住んでいる神田っ子でございます。中小企業でございますけど、どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、元千代田区教育委員会委員の古川紀子様でございます。
古川委員	昨年の10月まで教育委員を務めておりました古川紀子と申します。よろしくお願いいたします。 思いがけずまた千代田区のお手伝いをさせていただくことになって、務まるかなと思ってちょっと不安なんですけれども、また、私の任期が終わってからだったんですけれども、教育委員会も新体制になりましたので、特に教育長の給与等についてはちょっと興味があるなと思っております。よろしくお願いいたします。
総務課長	続きまして、連合千代田地区協議会の吉田茂様でございます。

吉田委員	皆さんお疲れさまです。連合千代田で事務局長を務めております吉田と申します。出身は東京電力の労働組合の本店の執行委員長を務めております。 報酬ということであれなんですけれども、私どもやっぱりサラリーマン、2018春闘をくぐったばかりですので、そういった労働者の目線で見させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
総務課長	皆様ありがとうございました。 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。 政策経営部長の清水でございます。
政策経営部長	政策経営部長、清水でございます。引き続きよろしくお願いいたします。
総務課長	改めまして、私、総務課長の古田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、座って説明させていただきます。 続きまして、千代田区特別職報酬等審議会条例第5条に基づきまして、当審議会の会長を互選により選出させていただきたいと存じます。ご意見を賜りたいと存じます。（発言する者あり） はい、事務局で、しばらく進行は事務局がさせていただきます。すみません。 石渡委員。
石渡委員	自薦他薦を問わず、それはいいわけでしょ。一応私もちょっとわからないので、前からやっていたら上村さんがいいと思って、上村さんを推薦します。
総務課長	ありがとうございます。ただいま石渡委員から上村委員を会長にのご推薦がございました。上村委員の会長ご就任にご異議ございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
総務課長	はい。ありがとうございます。ご異議なしの発言がございましたので、上村委員に審議会の会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。 次に、石川区長から、改めまして、審議会に諮問をさせていただきます。

区長	す。 石川区長から上村会長へ諮問文をお渡しするということでございます。 千代田区特別職の報酬等について、諮問いたします。 千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について諮問いたします。 記 1 千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方について 2 千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について 以上2点です。どうぞよろしくお願いいたします。 （諮問文手交）
総務課長	それでは、ここで恐縮ではございますが、区長は、退席をさせていただきたいと存じます。
区長	この諮問文は渡したほうがいいんじゃないの、委員の皆様に。
総務課長	資料の方にはつけてございます。写しをつけてございます。
区長	どうぞよろしくお願いいたします。 （区長退室）
総務課長	それでは、上村会長、議事進行をお願いしたいと存じますので、会長席のほうにお移りいただけますでしょうか。 （上村会長、会長席に移動）
上村会長	改めまして上村でございます。前回、前々回、委員を番委員と務めさせていただいたということで、今回、また新たな気持ちで諮問を受けましたので、それにお応えをしてみたいと思います。不慣れではございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、答申までの間、皆様どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

	たします。 審議に先立ちまして、特別職報酬等審議会条例第5条により、あらかじめ会長の職務代行者を指名する必要があるとございます。大学教授であり、このような審議会を多く経験をされているということですので、朝日委員を会長の職務代行者に指名をしたいと思っております。朝日委員は本日ご欠席ですので、後日ご本人に了承をいただき正式に決定したいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
上村会長	それでは、朝日委員にお願いをしたいと思っております。会長の職務代行をお願いしたいと思っております。 それでは次に、当議会の運営についてお諮りをしたいと思っております。 当審議会の会議の公開、非公開、傍聴をしていただいていいかということ及び会議記録の公表について、皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。いかがでしょうか。
石渡委員	今までどうしていたんですか。
上村会長	今まで会議は公開で、会議記録も公表ということでやってきております。
石渡委員	別に隠すことないからね。
上村会長	はい。
石渡委員	いいです、それで。
上村会長	はい。それでは、ありがとうございます。会議は公開ですので、傍聴をしていただけると。会議記録は公表をするということで進めたいと思っております。よろしゅうございますね。 （「はい」の声あり）
上村会長	ありがとうございます。 それでは、審議に入りたいと思っております。お手元に資料をお配りしてございます。資料について、非常にたくさん資料がございます。理解をしていただくのがなかなか大変な資料かと思っておりますけれども、事務局からご説明をお願いしたいと思っております。資料に関する質疑は、説明終了後、

総務課長

まとめて行いたいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

はい。それでは、まずお配りしている資料の確認からさせていただければと存じます。資料の種類が多くなってございますので、1つずつ確認をさせていただきます。

まず資料1でございます。資料の右肩に番号が振ってございますので、ご確認いただけますでしょうか。

資料1は諮問の写し、先ほど区長が読み上げたものでございます。千代田区特別職の報酬等について（諮問）と書かれてございます。

続いて、資料2でございます。委員の皆様方の名簿でございます。先ほどご覧いただいているかと思えます。

続きまして、資料3でございます。この報酬等審議会の条例でございます。

続きまして、資料の4、A3の横判の資料で、千代田区特別職報酬等改定状況という表題のものでございます。

続きまして、資料5、こちらもA3の横判になっているもので、千代田区特別職の報酬等明細についてという資料でございます。

続きまして、資料6、ホチキス止めてあるA3横の資料でございます。23区特別職報酬等審議会答申状況（27～29年度）とあるものでございます。

続きまして、資料7、こちらが数が多くなってございまして、A3横で資料7－1①から資料7－8までございます。23区特別職報酬等年収一覧でございます。

続きまして、資料の8、A3横でカラーにてグラフが描かれております。千代田区長給料額等主な指標の推移という資料でございます。

続きまして、資料9、A4縦の表になっている資料でございます。「23区 地域手当・期末手当・退職手当の支給状況」と書かれております。

続きまして、資料10、こちらはA3横でございまして、千代田区議会活動状況という資料でございます。

そして、最後に資料11、A4縦の国及び東京都の報酬等の状況という資料でございます。

不足などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、少しお時間をいただきまして、資料の内容について簡単にご説明をさせていただきます。

まず資料の1の諮問、そして資料の2の名簿につきましてはご覧いただければと存じます。

資料3をご覧くださいませうか。皆様に委員となつていただきまして、これから審議をいただくその根拠を示す条例でございます。

第1条に設置目的が書かれております。区議会議員の議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長及び教育長の給料等の額について皆様に審議いただくということでございます。

第2条ですが、区長は報酬等の額の定め方を改めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くように決まっております。

そして、第2条第2項には、必要があると認めるときには、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞くことができると規定されております。第3項では、その頻度として、少なくとも3年に1回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞かなければならないとされているところでございます。この3年に1回というところで、前回の答申が平成27年12月でございましたので、今年の12月に3年を迎えるに当たりまして皆様に審議をいただきたいというものでございます。

第3条には組織の構成について定めがございまして、第4条は任期ということでございます。任期は審議が終了したときまでとございますので、事務局としましては、皆様から10月ないしは11月上旬頃までには答申をいただきたいというふうに考えてございます。

第5条は、先ほどお話がありましたように、会長及びその職務代理者を置くというものでございます。

第6条以下につきましては、詳細な説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料の4をご覧くださいませうか。区長から議員までの改定の状況を表で一覧にしております。

4つの区分に分かれておりまして、一番右側が平成15年のときの答申と、それに沿った改定状況を示してございます。その左側が平成18年のときの答申及び改定状況。その左側が平成21年の答申及びその改定状況というように、左側になるにつれて直近のものになっております。ただ、いずれもいただいた答申を踏まえ改定を実施してきているというところでございますが、区長の挨拶にもございましたように、平成27年の答申につきましては改定に至らなかったということで、米印にて表の下のところに注記を付させていただいております。また、括弧書きとなっております教育長につきましては、報酬等審議会の審議対象では従前はなかったということで、教育長の報酬改定の経緯をお知らせするために括弧書きで入れてございます。区長、副区長に対する答申に準じまして、教育長の給料については改定を行ってきたという経緯がございました。

続きまして、資料の5でございます。千代田区特別職報酬等明細についてでございますが、ご存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、区長、副区長、教育長、そして議員の給料や報酬等がそもそもどのような

構造になっているのかというものを図で表したものでございます。

一番上の図が区長、副区長、教育長というところで、（１）のとおり、毎月給与が支給されておりますが、その内訳としましては、給料と通勤手当でございます。ただし、通勤手当につきましては６カ月分が半年に一度まとまって支給されているというものでございます。

そして（２）が期末手当でございます。期末手当につきましては、毎月の給料の額と給料の４５％を加算しまして、これに支給月数である３.２５カ月を掛けたというものになります。期末手当はこのような計算方法になっているというものでございます。

（３）が退職手当でございます。退職手当はあくまでも退職をする際に一括して支払われるものでございますが、計算方法としましては、給料に区長、副区長、教育長でそれぞれ異なる支給率を掛けた金額というふうになってございます。

２番目の議員報酬に移ります。（１）のとおり、議員の場合には、毎月の報酬に加え、費用弁償、つまり通勤手当に当たるものがございまして、いわゆる電車賃相当額が支給されてございます。

（２）の期末手当ですが、区長、副区長、教育長とほぼ同じ計算式でございしますが、支給月数が３.６５カ月ということになっております。

（３）が政務活動費でございます。先ほどの区長のお話にもありましたとおり、議員報酬とは性質が違いまして、審議の対象ではございませんが、参考までに記載をしております。会派ごとに月１５万円が支給されているというものでございます。

その下は、ちなみに参考として我々一般職員の構造についても掲載させていただきます。地域手当など各種手当や期末手当、勤勉手当には加算割合、支給割合などがございまして、複雑な計算式でございしますが、参考までということで付させていただきます。

続きまして、資料６でございます。ホチキス止め２枚組となっております。こちらは２３区の直近の３年間の特別職報酬等審議会の答申状況を表にしております。表の一番上、網かけ部分は特別区人事委員会の勧告概要を記載しております。特別区の我々一般職員の給与につきましては、社会情勢や民間給与と比較して上げたほうがよいであるとか、あるいは下げるべきであるというような勧告が特別区人事委員会から毎年出されておまして、この勧告に基づいて我々一般職員の給与が決定されております。その勧告の数値を記載しているわけでございますが、例えば表の左側、平成２９年度の網かけの部分、上の部分ですね、ご覧いただきますと、給料月額が０.１３％アップ、期末・勤勉手当を０.１カ月分上げるといった勧告がされたという表記になってございます。そしてその下に各区の答申内容が記載されております。

一例を挙げますと、港区では、区長、副区長、教育長の給料、そして

議員の報酬は、その人事委員会勧告と同様の0.13%アップ、期末手当は区長、副区長、教育長、それから議員ともに0.1月分アップということである。人事委員会勧告のとおりというような答申がなされております。江東区につきましては据え置きというような答申がなされております。このように見てみますと、必ずしも人事委員会勧告のとおり決めているというわけではございませんで、各区それぞれの審議会における議論の末の答申が出されているというところが見てとれるかと存じます。

続きまして、資料7でございます。こちらはちょっと枚数の多い資料をホチキス綴じをしております。7-1から7-3までは①と②に分けております。

7-1の①でございますが、こちらは23区の区長の報酬等の額を年収ベースにして一覧化し、比較できるようにしてございます。表頭を見ていただきますと、①の給料と②の期末手当、これを合計して合計欄、①+②というところですね。この欄が年収ということになってございます。ちなみに合計欄の順位を見てみますと、年収の額が一番高い順から1、2というふうに順位を振ってございます。資料7-1①、この資料で申しますと、額が一番高い、合計の年収額で額が一番高い区は江戸川区ということですね。額が一番低いのが表の中段、16番目にある豊島区ということになってございます。ちなみに資料の左上に「条例本則の計算」と書いてございまして、千代田区の区長の給料月額が128万円が給料月額というふうになっております。

次に、7-1の②をご覧くださいませでしょうか。こちらは特例条例等による減額後の一覧ということになります。千代田区には給与の特例に関する条例という条例がございまして、区長、副区長、教育長につきましては、期間を限定して給料の減額を実施しております。先ほど7-1の①の条例本則の計算というところで128万円というのが千代田区長でございましたが、特例条例では、②の資料にありますとおり、122万9,000円というふうに定められておりまして、実際に区長に支払われている給料はこちらの122万9,000円ということでございます。一定の期間は条例本則である128万円ではなく、特例条例で定めている122万9,000円が支給されているということでご理解いただければと存じます。

この特例条例の金額を当てはめると当然順位が変わってきますので、この合計欄を見ていただきますと、千代田区は22番目という形になります。で、一番表の右側、備考欄に書いてございますとおり、減額の期間は33年2月まで、およそ4%の額が減額されているということでございます。

また1枚おめくりいただきまして、資料7-2に参ります。こちらは副区長の年収をお示ししてございます。区長と同様、こちらにも①が条例本則の金額、②が特例条例による減額を反映させたものでございます。

続いて資料の 7－3 です。こちらが教育長についての資料でございます。こちらでも区長、副区長と同様、①が条例本則、②が特例条例による減額を反映させたものでございます。

おめくりいただきまして、資料 7－4 以降が議員の報酬等の資料になります。7－4 につきましては議長でございます。議員の報酬につきましては、議長、副議長、委員会の委員長、副委員長といった、役職によって報酬額が変わっております。それぞれに役職加算がされているというふうにご理解いただければと存じます。こちらの資料も議長の報酬月額、それから期末手当を合計して年収ベースでお示しております。例えば、議長のところで一番額が高いのは 11 番目にあります大田区、一番額が低いのが 15 番目の杉並区ということで、千代田区は 8 番目というところでございます。

資料 7－5 が副議長、資料 7－6 が委員長、資料 7－7 が副委員長、最後の資料 7－8 が一般の議員の皆様という形になります。一般の議員で見ますと、一番額が高いのが 11 番目の大田区、一番額が低いのが 5 番目の文京区というような形になってございます。

続きまして、資料 8 に参りたいと存じます。資料 8 は千代田区長の給料額と主な指標、その推移を平成 23 年から 7 年間、表してございます。平成 23 年を基準としておりますのは、資料 4 の過去の改定状況でご覧いただきましたとおり、千代田区が最後に特別職の報酬等を改定したのが平成 24 年 10 月に出された答申に基づくものでございましたので、そのときの答申では平成 23 年の物価指数であるとか人事委員会勧告を基準としておりましたので、今回、平成 23 年を基準とさせていただきます。区長の給与の額、それから私ども一般職員に対する人事委員会勧告、そして 23 区である区部の消費者物価指数、これを年平均で表しまして推移がわかるようグラフ化してございます。人事委員会勧告、区部消費者物価指数ともに平成 26 年頃から微増の傾向が続いておりますので、平成 23 年を 100 としても微増の状態にあるということが見てとれるかと思えます。なお、平成 25 年から 26 年にかけて物価指数が大きく伸びておりますのは、こちらは消費税引き上げによるものと考えられております。

続きまして、資料 9 でございます。23 区の地域手当・期末手当・退職手当の支給状況を表にしております。先ほど資料 5 にて、参考までということで、私ども一般職の給与の構造につきましてお示しさせていただきましたが、私ども一般職員には地域手当という手当がございまして、かつては千代田区長の給与の中にも地域手当というものが入ってございました。それを、この報酬等審議会にて区長の給与をよりわかりやすくしようという答申をいただきまして、地域手当を廃止しました。表にありますように、平成 22 年 1 月 1 日から地域手当が

	廃止されてございます。同様に地域手当を廃止した区が港区と文京区と中野区でございます。3つの表のうち一番左側の表が地域手当の支給率になっております。真ん中が期末手当の支給率、そして右側が退職手当の支給率でございます。23区が比較できるようにしてございます。 続きまして、資料10でございます。A3横のものでございますが、こちらは千代田区議会の活動状況を示しております。直近10年間の本会議の開催日数、議会による議決の数、議決数、あるいは常任委員会、特別委員会等の開会の数ですね。それぞれの委員会別の付託件数、そういったものを、これら10年分をご覧いただけるようにまとめております。議会の活動の一部ではありますが、会議という形でご出席いただいているというようなところのボリュームがわかる資料でございます。 続きまして、資料11でございます。国及び東京都の報酬等の状況でございます。 上段の部分が国の特別職等の報酬等でございます。内閣総理大臣を100としまして、それぞれ国会議員までお示しをしております。 それから、下段の部分が東京都の特別職の報酬等でございます。東京都知事を100としまして、議員まで比較できるようにしてございます。 なお、東京都におきましても給料の特例条例が定められておりまして、都知事は50%減額、議長、副議長、委員長、副委員長、議員は20%減額しているという状況でございます。参考にいただければと存じます。 また、最後に参考として、前回の答申と前々回の答申をつけさせていただきます。 お時間をいただきまして申し訳ございませんでしたが、資料の説明は以上でございます。
上村会長	ありがとうございました。大変いろんな種類の資料が一気に説明をされましたので、初めてご覧になられた方は頭の中に入れていくのが大変かと思っておりますけれども、まず何か、これはまず質問をしてみたいと思われることがございましたら、全体でのご質問をお願いしたいと思います。今のご説明全体に関して、何かご質問ございますでしょうか。
石渡委員	ちょっといいですか。先ほど区長が言っていた、政務調査費とかそういうのを抜かしたとか、25年からなったと言っていたけど、そういう説明は、まあ口で言われたけど、具体的にこういう文書にはなっていないんですか。全部書きとめるのが大変だったから、俺も全部書きとめられ

	なかったから、今、区長が言ったのは全部、文書で。だって、そういうのがわからなければ、何で、報酬と切り離してそっちだけ合法になったかとかさ。それは議会でなったんだけどね。
総務課長	では、経緯・経過につきましては、次回わかりやすくまとめさせていただきます。
石渡委員	よく見りゃわかると言われればわかるんだけど。
総務課長	いえいえ。ちょっと経緯・経過につきましては、改めてちょっと資料のほうでわかりやすくまとめさせていただきます。
石渡委員	わかりやすさ、資料を出してもらえたらうれしいねということです。
総務課長	承知しました。
上村会長	改めてということよろしいですか。
石渡委員	そうです。いいですよ。
上村会長	はい。今日の資料の最後のところについているものがちょっと今度まとめていただけるかとは思いますが、平成24年の10月24日に出した答申と平成27年に……
石渡委員	そうですね。
上村会長	の12月の24日に出した答申になっていて、この27年12月24日の答申は出したけれども、それが改定が行われなかった理由に関して、今日、区長がご説明はいただきましたけれども、もう少し……
石渡委員	そうですね。
上村会長	文字になっているものがあつたほうがこの審議はしやすいということです、簡単で結構でございますけれども、なぜ改定に至らなかったかについてのポイントのところだけを文字にしてご準備をいただくと審議しやすいということで、よろしい……
石渡委員	区長が言わなければ、全然俺もわからなかった。

番委員	前回、前々回と議論に参加しまして、この最後の資料についております2回の、前回、前々回の答申、これを読んでいただくと、決め方が全く違うと。対象も違うんですけれども、給与、報酬の算定の仕方というか、やり方も違っているということがおわかりになると思うんですね。
石渡委員	ああ、そうですか。
番委員	それで一番問題だったのは政務活動費の問題で……
上村会長	そうですね。
番委員	それで全て飛んだというのだと思いますけれども、基本的に一番私なんかはどうしたらいいんだろうなと思っているのは、この基準をどこに持っていったらいいのかと。前のように、人事委員会勧告などの計算をしてというようなことをするのか、あるいは前回のように、部長職を100として、それでどのぐらいのレベルかというやり方をするのかということとは、ちょっともう一度この前のを見ながら考えなければいけないなと。政務活動費については、どうして対象になったのかは私もそれは知りませんが、結局それがあつたおかげで混乱したというのが現実だったような気がします。
石渡委員	何か僕もちょっと、ちらっとそういうのを聞いたことがあるんで。
廣瀬委員	特例条例等による減額というのは、どういうことなんですかね。資料を読んでも、まだ。
総務課長	この報酬等審議会のご議論を踏まえて、給料の額というものを条例で定めております。それが基本でございます。この条例本則の計算という資料7-1の①をご覧くださいませでしょうか。 基本的には各区ともこういった審議会を設けておりまして、そこのご議論を踏まえて、最終的には一般的に給料の額を定めている条例について、千代田区で言えば128万に定めているというのが現状でございます。それとは別に、さまざまな経済情勢なども勘案して、給料本則とは別に、マスコミによっては返上という言い方をするケースもあるんですけど、返上というのは仕組み上できないものですから、減額という形で区長が自ら姿勢を示すというような意味で減額しているというものを、この本則の条例とは別に期間を定めて特例条例という形で、額をさらに、審議会でご議論いただいた適正な水準よりもさらに下げようとい

	う、そういう条例を定めていると。
廣瀬委員	それは経済状況ということですか。
総務課長	さまざまな理由としては区民の生活の実態なんかも見ていく中で、区長としても自身の給与の水準というものをもう一段下げようという、そういう姿勢の部分ですね。
廣瀬委員	あ、そうですか。それは区議会でお決めることになるわけですか。
総務課長	最終的には、条例でございますので、区議会でご議決をいただくということが必要です。
廣瀬委員	自粛するということですか、要するに。
総務課長	まあ、意味合いとしては、そういう要素が強いんですけども。
廣瀬委員	そうですか。何かよくわからないです。
番委員	知事が自分で――ほら、小池さんがなったときに半分という……
廣瀬委員	ああ、ご自分で。ああ、そういうことですか、ご自分で。
番委員	自分のアピールですね。
廣瀬委員	あ、そうですか。それならわかります。何かよくわからなかった。はい。わかりました。
笠井委員	この条例というのは、毎回条例というのは検討されるんですか。そういうことではない。
総務課長	この審議会の条例の中で、3年に一度、区長は意見を聞かなければならないという形になってございますので、少なくとも3年に1回は諮問をして答申を受けて、基本的にはそれに基づいて条例改正をするということが基本になってございます。ですので、27年のときの答申を最終的にその条例改正という形に結びつけられなかったことにつきましては、そういう意味ではイレギュラーなケースということになります。
石渡委員	いいですか、今度は違う質問でいいですか。

	これとはちょっと、ちょっと違うかわからないけど、この、何というの、報酬等審議会はいつも12月に答申でやると、議会の改選が4月にあるんですよね。それでいつもこれまでもそうだけど、結局そういうのでぐちゃぐちゃになる時期があるんじゃないの。僕、わからないけど、この前はそうじゃないの。だから、何でもうちちょっと違う月、年にやらないかなと思うんですね。本音が聞こえないんだよ。
総務課長	まあ、3年に1回ということですので……
石渡委員	それはわかっています。
総務課長	議員の皆さんの任期とは、また多少ずれてはいるんですけれども……
石渡委員	だからそれはわかっているんだけど。
総務課長	タイミング的には、前回はその年度の中でも12月という時期になってしまいましたので、通常であれば答申をいただいた翌年の1月1日から新たな給与に改定したいということを考えております。そうしますと、第4回定例会という、11月下旬から12月にかけての議会があるんですけれども、その第4回定例会に条例案をお示しをしてお諮決をいただくと1月1日からという形になります。これは決めるわけではないので、年度内という形で第1回定例会にお示しするというのも、ケースとしてはほかの区を見ますとあるんですけれども、それですと、石渡委員おっしゃるように、ご指摘のように、年度によっては議会選挙と近い日取りになってしまうというようなこともございますので、それを避けるという意味合いではないんですけれども、なるべく1月1日を基準に改定をしていきたいという、これまでの例を踏襲しまして、第4回定例会に……
石渡委員	僕の聞き方が間違っていたかもわからないけど、3年に1回といった、ちょっとそういう選挙の前じゃないというときもあるけどさ、何かそういう感じがするんだよね、今回は特に。だからこれ、例えば千代田方式みたいのをもし打ち出してだよ、やったらどうですかという、もし議会なんかが言ったって、なかなか区民が納得しないという、区民の目を気にする議員なんかは反対に回るとか、賛成に回るとか、あるじゃないですか。そういうところはどういうふうに見ているの。あまり見ていないか。
総務課長	正直、なかなか難しいご指摘かなと思いますので……

石渡委員	まあ、いいや。答えなくていいけどさ。
総務課長	自治体によっては毎年やっているところもございますので。
番委員	あと、人事委員会の勧告がたしか9月、10月でしたっけ、その頃なんですよね。それがあるので、それを新しい最新のものを見てみたいなことを24年のときはかなりおっしゃっていて、それが出たら結論というか、それをもとに計算ができるというようなことを言っていましたよね。
石渡委員	人事委員会勧告が絶対という。
番委員	いや、結構前は、それで割とやっていたんですよね。27年のときも、結局部長職の給与となると人事委員会勧告が入っていますから、結局それは基礎に、必ずどこかでは入ってくることでしょ。
石渡委員	まあ、いいですよ、課長。ありがとうございます。
上村会長	すみません。いろんな論点がありますところですけども、まず1点目、石渡委員から言われました、きちんと、何で27年度12月24日の答申については改定に至らなかったかを説明をする文書がちょっと欲しいと。資料4の一番下のところに、「平成27年12月24日答申については、改定に至っていない」という、この文章があります。で、なぜ改定に至らなかったかに関して、簡単に先ほど石川区長がご説明があったけれども、もう少し……
石渡委員	わかりにくい。
上村会長	ここの経緯に関して、簡単で結構ですので、この委員会のメンバーがちょっと理解が進むような文書を出していただきたいという、これがお願いが1点かと思います。 それに関しまして、先ほど番委員が言われたように、24年度のときの審議の対象と27年の12月24日に出した審議の仕方が非常に違ったわけですね。で、政務調査費などが入ってくるような、年収幾らという、部長職を何%として区長はとかいう、そういう非常に根本的な議論をしたけれども、それは私たちが審議した結果を区議会のほうで取り入れないということももちろんあるわけで、そういう判断が27年度の分のものに対してはなされたので改定されなかったと。ということからいうと、具体

	的に6年間この報酬についての審議がされていない実態から考えると、具体的に報酬を少し見直しをするとするならば、24年度方式の、例えば人事委員会の勧告がどうなっていて、で、その間の物価がどうなっていてという具体的な審議をするほうが現実的な報酬を審議するということになるであろうというところでしょうか。そういう意味での今回は答申が求められていると。そういうふうに理解をしておきたいと思いますんですけども、よろしいでしょうか。番委員、よろしい……
笠井委員	よくわからないですけど、審議方法が変わったというのは、要するに政務調査費を入れるか入れないかということだけでしょ。あの当時あれが問題に千代田区ではなかったんで、入れる入れないということで入れたけど削ったということでしょうね。
上村会長	そうですね。
笠井委員	またもとに戻って審議しようということですよ、簡単に言うと。
上村会長	はい。簡単に言うと。
笠井委員	はい。そういうことです。
上村会長	よろしい……
番委員	ただ、政務活動費は、本当は別途話していたものであって、あの報酬の考え方をもうちょっと変えましょうというのは、それとまた別な話だったんですね。
上村会長	そうなんです。
番委員	だけどそういうふうになった以上は、考え方を、あのままの考え方じゃないほうがいいのかなとは思います。
上村会長	今の番委員言われたように、根本的な議論を27年度はしました。議員報酬であるとか、この特別職をしてくださる方たちの報酬としてどういう考え方をしたほうがいいだろうということをかなり議論して出した答申だったけれども、それは改定に至らなかったというところで、根本的な議論をするというのもあるんですけども、実質的な議論のほうを進めることが今のタイミングとしては求められている点はあるということかと思います。

	何かここでご意見とかご質問とかがありましたら、どうぞ遠慮なくお出しください。
及川委員	つまらない質問かもしれないのですが、初めてなものですから。 ちょっとこのグラフを見ていたんですけども、この7年間の23年から29年で、26年に物価が上がりましたよねというグラフになっていて、通常例えば企業の賃金の考え方とすると、物価スライドで要求を上げていきますよということなんですけど、現実には微減になっていますよねと。それプラス減額もしていますということで、これってどう考えればいいのかと思っていたんですけど、もともと23年のレベルが高止まりしているという理解でよろしいんでしょうか。
上村会長	1つ、多分物価には消費税の影響などもちょっと入っているのかなとは思いますが、何かこれに関して事務局のほうで補足されることはございますでしょうか。
総務課長	ちょっとグラフの22年以前のところを見てみませんと、高止まりをしていたかどうかというのはちょっと定かではないんですけども、物価の上昇に比べて実際の人事委員会勧告が微増にとどまっている理由としては、人事委員会勧告につきましては、実際の民間の給与実態調査をしまして、その実態に基づいております。ですので、国の国家公務員もそうなんですけれども、景気に比べて民間の賃金上昇が一定程度抑えられている状況下ですと、そのままそれがストレートに出るというような状況がございまして、そういう意味では、民間の、ちょっと何が平均という細かいいろいろな係数はあるんですけども、実態として民間の実態がこれに近い状況だったということがありまして、人事委員会勧告もこういったような微増というような状況があるというところでございます。
及川委員	比較のグラフの中で民間の賃金上昇率というののも入れてもいい感じがしますけどね。
総務課長	それぞれの人事委員会勧告自体はそれなりのボリュームのある冊子になっていまして、そこで民間給与の実態というのも報告としては資料としてついてございますので、その中からちょっとピックアップできるものがあったらご用意したいと思います。
及川委員	じゃあ、この赤線の千代田区に関しては、それを下回っても、何ですかね、オーケーという考え方なんです。

総務課長	特別職の給料等につきましては、必ずしも一般の職員と同じようなスライドをしなくてもいいというか、逆に、するべきではないぐらいの位置付けがございまして、やはり特別職の役割に応じた水準というものがあるんじゃないかというふうに言われておりまして。それもありまして、横引きではなく、こういった第三者の審議会でご議論をいただいて決めていくという、そういう立て付けになってございます。
番委員	よろしいですか。この区長の給料は、減額した部分も入っているんですか。本則条例の、現実的な減額をした上で。本則でしょ。本則ね。
総務課長	本則です。
番委員	そうですね。そうすると、結局24年のときに多分人事委員会勧告がマイナスになって、それでそのままと、据え置きという形だったんですよね。じゃないですかね。それで、たしかそれで、あと、ずっと改定されないからそのまんまということですよ。24年で決まって、その改定があって、27年で改定されないの、千代田区はずっとそのままだったということなんだと思います。
上村会長	そうです。
及川委員	ということは、上げてくれという、何かそういうのが……
番委員	そうですね。だから、社会情勢を見ると、やっぱり上げなきゃおかしいので……
及川委員	そういうことですね。
番委員	6年間据え置かれているということですよ。だから普通に計算に関しても、それは上がっていかなくちゃおかしいんだろうなとは思いますが……
及川委員	もともとの月額の水準というのは議論されている。
番委員	それがわからないんですよ。うん。だから、前回のときはそこから考えて、それじゃどのぐらいの仕事量で……
上村会長	ええ、そうなんです。そうなんです。

番委員	あと責任量とかをやって、先ほど総理大臣が100のときはこうありますと言ったでしょう、いろんな割合、資料11で。こういうような考え方をして、事務職のトップを100としたらどのぐらいの感じか。結構細かくなっただけですよ。
上村会長	これ、そうなんです。すごく、もう資料を見て、議論したんですね。
番委員	だから、簡単に人事委員会勧告でこうだからというふうなやり方ではなかった。
上村会長	なかったんです。ええ。
番委員	おっしゃるように、最初のもともとの出発点のこの金額って何なのかとなるんです。
上村会長	という話。
番委員	だから、今までのやり方で行くと、出発点の金額よりも上、少し高くなるのか安くなるのかとか、物価はどうなのかというそういう発想で言っていたんだけど、もともと幾らにすべきなのかということに……
上村会長	議論を27年度はしたということ……
番委員	かなり時間をかけて、そこをやっていったはずなんです。
及川委員	何かそういうところに行きますよね、結局ね。
番委員	どうしてなのかという出発点がね。
及川委員	ですよ。
上村会長	本当に誠実に議論をすると、そこに行ってしまうって……
番委員	そうそうそう。
上村会長	どれだけ働いてどういう仕事をしてというところを議論して、で、お出しはしたんですけども、そこはちょっと、答申としてはちょっと違うんじゃないですかという議論で改定されなかったと。はい。というこ

	とでございますので、なので、ずっと変わらずになっております。 ちょっと今回必要と思われる資料として確認なんですが、この資料8でつくってくださっているものは、本則というか、資料7-1の①にあるほうの特別条例ではないときの金額なのかどうかというのはちょっと確認をしていただいてもよろしいですか。千代田区長に関して言うならば、年収2,139万2,000円というこの金額が年収になっていますけれども、この金額なのか、それとも特別条例で2,078万円の年収になったときのグラフなのかと、これに関してはどちらでグラフがつけられているか辺りの確認はちょっと……
総務課長	それは本則です。
上村会長	本則でよろしいですね。
番委員	答申がそうです。答申がもう減っているんです。
上村会長	減っている。じゃあ、本則のほうのものということで。はい。 あと、何かもう少しこの……
須永委員	質問よろしいですか。給料の中の地域手当というものの考え方といたしますか、趣旨を教えてくださいませんか。
上村会長	地域手当に関してご説明をお願いします。
総務課長	では、資料9の一番左が地域手当のところでございます。これにつきましては、一般職員については地域手当というのがまだ残っております。これは国家公務員の給与体系を参考に地方自治体の給与体系がつけられていたという経緯がございまして、国のほうは地域手当という形で、勤務地によって、この都心部が一番高い。で、物価が比較的、相対的に低い地域にお勤めの国家公務員についてはその手当が低いという、そういう率がございまして、千代田区においては、そういう意味では千代田区内で異動しますので、結局地域手当が変更されることはないんですけれども、組み立てがそういう組み立てになっているというところがございます。 特別職の給与の体系については一般職員に準ずる必要性はございませんので、そういう意味では、地域手当を従前は一般職員と同じように給与の本体と別立てにしていた時期もあるんですけれども、やはり当然計算式も複雑になりますし、区民の方から見て手当がいっぱいついていて、そもそもの給与の額という、実際手取りは幾らなのと、本来の条例

	で定める給与の額と違うものが手取りになるということになってしまいますので、そうではなくて、シンプルにこの地域手当分を当時は本給に乗せて改定をしたというところですね。実際にはこの当時は乗せた額自体を総体として考えて、合計額で言えば下げていたと思いますけれども、考え方としては1つにまとめたというところでございます。
須永委員	はい。ありがとうございます。
石渡委員	地域手当って、これ22年だっけ、やめたの、区長の。やめたんだよね。
総務課長	やめています。やめたというか、本給のほうに入れた形です。
石渡委員	本給のほうに入れた。僕も覚えてない。忘れちゃったけどさ。それで、戻したわけだ、極端に言えば。違うかな、あのときは。地域手当はまずいからというんで、最近ね、それで削ったでしょ、区長が地域手当。それを本給のほうに戻したじゃないの。違う。
上村会長	戻した。
石渡委員	戻したと言っちゃ、変だな。本給を減らして、それで地域手当をそこに乗せたんじゃないのかな、あのときに。
吉田委員	資料の4に。
石渡委員	しなかったっけ。
総務課長	資料の4をご覧くださいまして……
石渡委員	まだ、これは資料説明だから、そんな難しいことをやらなくていいんだけどさ。
上村会長	具体的な議論のほうが、きっと頭に入りますので。
石渡委員	そっちが入ると、ちょっとさ、終わらなくなっちゃうじゃない。
総務課長	資料の4をご覧くださいまして、左から2列目のところが22年当時の答申でございます。こちらのところで地域手当を廃止して、地域手当相当分を給料月額に繰り入れるということをしております。

石渡委員	だから、それは合っているんだよ。だけど、ほら、あのとき給料を、本給か本給じゃないかは僕も忘れちゃったけど、給料は減らしますと言ったんだよ、区民に。それで、あと給料を減らすって、その地域手当だね。それで本給を増やしたんじゃないかったっけ。同じようにもとに戻したんだよ。俺が間違えていたらごめんね。
総務課長	地域手当を廃止したことに伴って、それだけ廃止してしまうと大幅な減額になってしまいますので、そうではなくて、考え方としては、地域手当を廃止して、その地域手当相当分を本給のほうに入れたという形です。 ただ、その答申の中で比較考量して、給与総体としてどうするかという意味では減額をするべきだということがございましたので、その合計額自体は従前の額を超えないような調整をしたという形ですので、何か区長がこれで得をしたとか、そういうことはございません。
石渡委員	いや、別に区長が得をしたと言っているんじゃないくてさ。ただ、そういうふうに区民に減額しましたよと言っていて、それであとは本給が知らないうちに上がっている、または戻っているという感じになっちゃっていたんだな。
総務課長	給料の総体としては合計額として減額をしているので、給料総体としては減らしましたよというアナウンスと、この地域手当を廃止したということが同じタイミングでなされますので、人によっては地域手当部分が減額されて、大幅に区長は減額したんだという誤解がもしかしたらあったかもしれませんし、そういうことではない……
石渡委員	地域手当は、だって給料に入っていたんだから、地域手当を減らしたら減額したと思うじゃん、みんなが。
総務課長	ええ。その減額と給与改定としての減額というのは違うものだったんですけれども、誤解が生じたということはもしかしたらあるかもしれないですね。
石渡委員	もしかしなくて、あったんだよ。
吉田委員	年収ベースの話で説明すればよかったんですよ。手当は手当、で、年収ベースは年収ベースというのであれば、みんなが納得できたのかもしれないですけども。

石渡委員	それは、別にそれを今さらやっているんじゃないんだけど、だからこの22年にそういうふうに地域手当をなくした割に、それでずっと今までこのグラフを見ても、ずっとさ、ね、同じだよ、25年から。それで、今、先ほど誰か委員の方が言っていた、では上げてもらいたいのかなというけどさ。 いや、僕はね、これは私的な自分の考えになっちゃうけど、いいんだよ、区長は仕事をやってくれば幾らもらったって。ただ、やっぱりあまりこそくな手を使っちゃいけないよということなんだよね。 ということです。
総務課長	そういう意味では、過去の経緯から年収ベースでの推移というのはやはり確認していくという、吉田委員のご指摘のとおりかなと思いますので、石渡委員のご指摘を踏まえて、そういった誤解がないような形で資料のほうもちょっとつくらせていただければと存じます。
石渡委員	そうです。何しろオープンにしたほうがいいよ、そういう意味でこれからは。
総務課長	そうですね。
石渡委員	以上です。
上村会長	はい。ありがとうございます。 ほかに。非常に、外の人間にとってはわかりにくいところがたくさんありますので、今ご質問で少しでもご理解いただければと思いますけれども。よろしいでしょうか、ここまでの。はい。 じゃあ、及川委員、お願いします。
及川委員	つまらない質問で、すみません。23区の順位、番号が振ってありますが、これって参考だと思いますが、どう考えればよろしいんでしょうか。目標値、できるだけ低いほうがいいということなんでしょうか。それともあまり上に来ると具合が悪いねと、そういう基準のためにあるんでしょうか。
石渡委員	そういう部分もあるんですよ。それであるんですよ。
及川委員	ああ。

総務課長	必ずしもこれでどこかの水準が目標ということはないんですけれども、やはり他の自治体を勘案しながらご議論いただくということが従前からの習わしでございますので、そういう意味で資料をつけさせていただいております。必ずしも、逆に言えばこの範囲でおさめなきゃいけないという決まりがあるわけでもございませんので、何か理由があれば突出して高い、もしくは低いということも想定されますけれども、人事委員会勧告であるとか景気動向であるとか、そういった比較をしながら、またこういった他の自治体の状況も勘案しながらご議論をいただければという、その資料でございますので、ここで何かこうしてくださいというのが事務局側からあるものではございませんので。はい。
及川委員	わかりました。すみません。
吉田委員	あまり順位が高いと、何というのかな、たたかれるのが嫌だという気持ち、心理が働くのはわかるんですけれども、実際、千代田区って、物価、物を買うときって、やっぱり何でも高いじゃないですか。なので、実際この給料をもらったとしても、いろいろ生活費を差っ引いていけば、可処分所得、純粋に自分で使える可処分所得って相当少なくなっちゃうと思うんですよね。 で、一番給料が高いのは、まあ、江戸川区のことをどうこう言うつもりはないですけれども、そういったところと、やっぱり、何というのかな、食料品を買う物価を考えてみてもこっちのほうは絶対高いので、その辺はちょっと現実的な判断をしていってほしいなと。あまり気持ちに流されないで。という、ちょっと個人的な感想なんですけれども、ちょっと周りの目を気にし過ぎているのも逆に問題かなという気持ちがします。
上村会長	実際に物価が高いと。前回のときも、家計調査じゃないですけど、生活費の実態をちょっと議員さんのお示しをいただいて、これかかるんですよとか、そういう話までしたんですけれども、なかなかそこまで至らなかったというところなんです。ですので、これは本当にそういう仕事をしてくださる方のお給料、報酬という考え方でどうしたらいいのかというのはございますけれども、現実的に言いますと、6年間据え置きになっている、資料6にあったようなことがありますて、ほかのところでは29年度、28年度、改定してきたところがございますので、その辺はご配慮いただければということです。 何かほかに、この際ですので。よろしいですか。
石渡委員	ちなみに、あとはちゃんとしたのができたらいいです。

上村会長	あと、以前は23区以外の東京都の状態も、同じように給料ですか、年収ですか、を参考にさせていただいたこともあったんですけど、今回は23区でよろしいでしょうか。
番委員	別に23区でいいと思います。
上村会長	いいですね。それでは、今回の議論は23区の資料をもとにして議論を進めていくということで追加資料、そのこの部分の追加資料はお願いをしないで進めたいと思います。 ほかに、何か、この議論をするのにこういう追加資料が欲しいということがございましたらお出しいただきまして。
笠井委員	23区の序列みたいなこの範囲内というのは、よく民間と公務員等を含めて、これは嫉妬から生まれているという議論もございますから、向こうよりこっちのほうが多いじゃないか少ないじゃないかという議論になってしまう懸念もありますよね。さっきも言ったように、それは関係ないとは言うけれども、そこでの比較というのは比較するものがないからということでしょうね。さっきから基準がないので、これを基準にせざるを得ないということでしょうね。
番委員	でも、財政状況でやっぱり、どこでしたっけ、荒川区と、あと財政状況がやっぱり区によって大分違うので……
笠井委員	財政状況も違うしね。物価水準も違うんだろうし。
番委員	ええ。千代田区は、その意味では、物価は高くて財政状況はいいか、まずは前提みたいですけどね。
笠井委員	そんなことを言ったら、千代田のほうがもっと高くていいわけですよ。
番委員	住居費が高いのは、確かに高いんですけども。
笠井委員	ちょっと難しいですね。 我々民間というのは、やっぱり年収ベースで見るとというのが意外と手当とか何かを含めるよりは、年収ベースで見ていくというのは区民にもわかりやすいことですよね。だから、結果そうなるのはどうなっているかということが議論で、職務とどういう給料体系になるかということで

上村会長	お話ができるのなら、そのほうがわかりやすいと思います。 はい。年収ベースでこの金額を見ていくほうがわかりやすいだろうということです。今出していただいている資料7-1、年収のところをご参考に見ていただければということです。 あと、教育長のところを、ちょっとわかりにくい部分があるので、もうちょっと事務局のほうで補足をしていただけますとありがたいんですけども。
総務課長 上村会長	はい。教育長につきましては、今まで特別職ではなかったんですけれども、27年の4月に国のほうの制度改正がございまして、教育長が従前まであった教育委員会の教育委員長を、権能をあわせ持つような形で新たな教育長の制度ができたということがございまして、その27年4月にすぐ変えるというよりは、そのとき任期だった教育長が次の任期にかわるときという形になっておりまして、実際には昨年10月から新たな制度に変わっているんですけれども、そうしますと、これまでの教育長の役割に教育委員会の委員長のお仕事が増加されたような形にもなりますので、それをどのように評価をしていただくかというのが1つの論点になるかと思います。 具体的に申し上げますと、資料6をご覧くださいませでしょうか。例えば上から3つ目の港区をご覧くださいませ、27年一番右側の列のところをご覧くださいませと、「教育長についてはさらに教育委員長と教育委員の報酬月額差額を加算」という形で、要は教育委員長としての役割部分を従前の制度での差額部分を新たな教育長のほうに寄せましょうというような、そんな改定をしている区もあるというところがございます。一方で、教育長については据え置くというような判断をしている。役割としては金額には換算しないというような判断をしている区もあります。 あとは資料6の2枚目、2/2のところをご覧くださいませ、一番下から2つ目の葛飾区の28年の欄をご覧くださいませでしょうか。こちらにつきましては、教育委員長と教育委員の差額の半分の額、2万8,000円を増しているということで、恐らく「他自治体との均衡を考慮し、」という部分で、全額とはせずに半額だけ上げたというような調整をしている区もあるという、そういう状況でございますので、千代田区においてはどうすべきかというようなところもご議論いただいて答申いただければというふうに考えてございます。 はい。お願いします。

古川委員	教育委員をしておりましたので、教育長の給与形態に関しては興味があるんですけども、私が任期が終了してすぐに新しい体制になりました、新体制になってからの状況を肌で感じていたわけではないんですけども、それまでの教育長と教育委員長、非常勤の教育委員長と常勤の教育長、2人の立場があって、責任の所在が明確ではなかったことから新しい体制になっていったので、当然教育長の職責は重くなっているだろう。職責に対する報酬であるから当然上がっていくものかなと思っています。ただ、どのくらい上がっていくべきかとか、そこまでちょっと、私、まだ考えが定まっていらないんですけども、当然上がっていくべきだと。変わらないということでは、もう体制自体が違っているの、それでは済ませちゃいけないのではないかなというふうに思います。
上村会長	はい。ありがとうございます。教育委員会の委員をされた古川委員からのご発言ですので、また今までの現場の様子も少しご示唆いただきながら、議論、この点に関しましても議論ができればと思います。 ほか、よろしいですか。
及川委員	また聞いて、いいですか。すみません。 一般の議員さんが年収1,000万ですよ、全員。それで、その1,000万分のお仕事をされているかどうかという判断するのに、今ここに付けていただいている活動状況の中でどれを見ればいいんでしょうかねということなんですけど。要は、出席、議決の件数とか、区長提出議案が一番多いんですけど、議員提出議案は意外と少なかったりとか、あとこれ以外の何か指標とか、要するにそれが妥当性があるのかなという材料はあるものなのか、日頃のちょっと活動がよくわからないから何とも言えないんですけど、これだけなのかなという気がしたんですけど。
上村会長	これに関しても、なかなか把握がしづらい。
石渡委員	いや、僕が言うと、何かかばっているみたいになっちゃうから。 実際問題――部長、僕が言っているのが間違っていたら言っていて結構なんだけど、僕らもいろんな議題はあるんですよ。あるけど、これ見ると少ないけれど、少ないのはうまくいっているというのもあるんですよ。で、僕らが言って、それから向こうから、下から理事者のほうから来るのを、じゃあこれやろうじゃないかと言えば、それ、もう、区長のほうから執行部から来たようなあれになっちゃうわけですよ。 議員提出議案というのは、やっぱり議員が例えばどうしてもこれやってくれ、執行部がちょっと待ってくださいよと言っても、いや、これは

政策経営部長	やらなきゃだめだというのが強引にやるのも入っているわけですね。それは議員のほうのあれになるから、その辺がちょっと、じゃあこれは議員にしようかといったら、半分ぐらいはそういうのもあるんですね。半分はないか。どう、清水さん。 まあ、石渡委員が言われた部分というのものもあるのかもしれません。それは、私も議員じゃないので、何ともそこは大変申し訳ございません、申し上げにくいんですけど。 ただ、及川委員がおっしゃられたようなお話というのは、上村先生と番先生、前回ご議論いただきましたけれども、まさに同じような、先ほどから同じような話が出ておられましたけれども、同じようなご議論があって、資料も出せるものは出してというような経過があったかと思います。もし差し支えなければ、その前回お出ししたようなもの、数字を更新したものでもし参考になるようなものがあれば、また次回ご用意するというのは、事務局としてはできるかなとは思いますが。
番委員	前回、区長さんの活動の一覧表みたいな、履歴みたいなものもありましたよね。だけど……
上村会長	ええ。どこに――必須ではないんですけど、イメージを持ってもらう、どこにどうご挨拶に行かれたとやら、なかなかお休みもとれなく、どれだけ活動されているとかいうのも、イメージとしてはそのときに描くことはできたかな……
及川委員	石川区長は何か露出度が高いので、何かいろんなところに出ているなというのはわかるんですけど、一般の議員の方がどういうイメージで……
番委員	だから難しくて、動いていることが1つは議員としての仕事という意味と、やはりその後の、名前を売るとか、一生懸命やっていますよという部分の表示もあって、なかなかその人にもよるでしょうし、活動の仕方というのは、難しいですね。でも、何かあれば、簡単な資料で。
吉田委員	議員さんの仕事って、やっぱり議会に出ている日数で判断するだけだと誤解しちゃっていて、地域の意見を聞いて議会で発言するという役割ですから、やっぱりそこはここの形に出てこないと思うんですね。で、よくやっている議員さんは何期も続けるだろうし、あいつはあまり当選して以降、地域の声を聞きに来ないよねとなれば、4年ごとに、ねえ、試験があるわけじゃないですか。で、消えていくわけですから。や

	っぱり、ちょっとこれは、ありがたいんですけど、これは本当に参考になるのかなという気持ちはちょっと、ぱっと見て思ったんですけども。あまり、こう、何日働いているとかではかっちゃうと、ね、サラリーマンとちょっと違うお仕事なのでかわいそうかなという気はちょっとするんですけどね。
笠井委員	職務とか責任とか、何ですか、行動とか評価基準というのは個々に違うし、区民それぞれも違ってきますからね、それに基づいてといたら、これは大変なことになりますよね。だから今言われた、吉田さんが言われたことがベースですけども、だったら公約を実現するのが職務なのか、そういう議論までしなきゃいけなくなっちゃいますから、じゃあその辺そもそもあるのかないのかもわからないしというところがあるし。だから、そういうことになっちゃいますね。
廣瀬委員	地方議員の諸外国の例というのは、直接は日本に参考にならないんでしょうけど、多少そういうのももしあれば教えていただければと思いますけどね。
上村会長	前回もちょっとあったんですよ。
廣瀬委員	外国の地方自治体の議員はどんなふうな報酬で働いているのか。
笠井委員	それもさまざまやっているんですよ。
上村会長	それはすごく……
廣瀬委員	ボランティアの部分も……
笠井委員	夜、議会をやる国もあるし。それは民間の方なんでしょうし。
廣瀬委員	そうですね。あまり参考にならないかもしれませんね。ボランティアの国もあるでしょうし。
石渡委員	議会で、すごく質問を委員会でする人でも、選挙に弱い人がいるんですよ。で、何にも、一言も質問しない人でも選挙に強い人がいる。だから難しいんですよ。
廣瀬委員	そうですね。個人差があるから。

石渡委員	そうなんですよ。
上村会長	はい。非常に本質的な議論をしたい気持ちにはなるんですけども、そこに深みにはまるとそちらに引っ張られていってしまうというところがございしますので、資料として事務局でそろえていただける範囲で参考にして議論していただければと思います。よろしいでしょうか。 今日の議論を聞いていただいて、いろんなアプローチの仕方はあるんですが、考え方とそれから実質的な成果となるというところを加味していただいてまた進めていただければというふうに思いますが、今日配付をされました資料に関してのご質問、ご意見ということではよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
上村会長	はい。それでは、今日追加でこういうことがというご意見が出ましたものは事務局でご準備をいただいてご報告をお願いしたいと思います。それでは、大体予定の時間というのはこれぐらいまででしょうか。この辺りで本日の審議は終了とさせていただきたいと思います。 今日区長が来て、あれだけちゃんと説明をしてくださると思っていなかったんで、どうしようと思いながら参りましたけれども、今日は区長の説明もありましたし、皆さんに本当にいろんな方向からご質問をいただいて、今までの経過もおおよそはご理解をいただけたかと思います。また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、審議会につきましては以上で終了させていただきます。ありがとうございました。 ―― 了 ――